

Ⅲ 労働条件の経年変化

労働条件の経年比較の報告においては、以下の2本立ての経年比較をおこなった。まず、会員実態調査における離職中を除く会員全員（56年調査は正職員に限定）についての経年比較aと、病院勤務正職員に限っての経年比較bの2本立ての報告である。即ち、会員全体についての労働条件の経年比較は、I II章と同じく、昭和40年、44年、48年、52年、56年の会員実態調査よりのデータを収録した表aシリーズである。一方病院勤務正職員に限っての労働条件の経年比較表bシリーズは、昭和50年、54年の労働実態調査および会員実態調査における勤務場所別クロス集計のあるものについてのデータを収録一覧した。

1 労働時間

1) 週当り所定労働時間

56年調査では、週48時間以上労働している会員は14%、42時間未満の会員は35%である<表20-a>。

看護職の週所定労働時間は、従来労働基準法40条の特例規定により、一般労働者より多い週54時間まで認められていたが、昭和56年4月1日付でこの特例が廃止された。^{注)}

しかし、労働基準法を越える「48時間1分以上」の者が昭和56年において8.2%あり、中には、例外としても許されない「54時間1分以上」の者も1.1%含まれていることは注目すべき問題であろう。

更に病院勤務者についての週当り労働時間を一覧したものが<表20-b>である。労働実態調査を加え一覧表にしたが各年度の分類区分が一様で

なくストレートに比較することは出来ない。忠実に各年調査の分類区分のまま同じものをまとめて作表した。

注)ただし、10人以上30人未満の労働者のいる事業所では、58年3月31日まで、常時10人未満の労働者を使用する事業所では、60年3月31日まで延長が許されている（詳しくは、労働省令第5号 附則第3条参照）。

2) 超過勤務時間

超過勤務時間についてはその調査データが週当りである昭和44年48年と、月間の超過勤務時間を調査している52年と56年とにわかれる。昭和56年月間超勤時間が「1分～5時間未満」のものは回答者の31%、「5時間～10時間未満」のもの17%、「15時間未満」を合計すると60%である。前回52年のデータもほぼ同じ比率を示している<表21-a>。ただし、「超勤時間なし」のものは52年24%から56年21%に減じ、一方「15時間以上」のものが微増している。

病院勤務者についての<表21-b>においても同じ傾向である。すなわち超勤時間「なし」の者は、昭和50年27%と回答者の4分の1を越えていたのに対し、次第に減少し、56年18%となっている。また、15～20時間の超勤のものが、50年より増加傾向であることが注目される。

2 休暇

1) 週休形態

週休形態については、昭和52年及び56年の会員実態調査に設問がみられるのみである。しかしそ

表20-a 週当り所定労働時間

	35時間未満	35時間～38時間未満	38時間～41時間未満	41時間～44時間未満	44時間～47時間未満	47時間～50時間未満	50時間～54時間未満	54時間以上	無回答	計	平均時間	備考								
昭和52年	43 (1.7)	150 (6.1)	609 (24.5)	604 (24.4)	736 (29.7)	203 (8.2)	81 (3.3)	38 (1.5)	14 (0.6)	2,478 (100.0)	43.1 時間	フルタイム勤務者								
	33時間～36時間未満	36時間～39時間未満	39時間～42時間未満	42時間～45時間未満	45時間～48時間未満	48時間～51時間未満	51時間～54時間未満	54時間以上												
昭和56年	33 (1.2)	73 (2.6)	222 (8.0)	635 (23.0)	1,215 (44.0)	156 (5.7)	161 (5.8)	120 (4.4)	48時間～51時間未満	45時間～48時間未満	42時間～45時間未満	41時間～44時間未満	44時間～47時間未満	47時間～50時間未満	50時間～54時間未満	54時間以上	無回答	計	平均時間	備考
	33時間～36時間未満	36時間～39時間未満	39時間～42時間未満	42時間～45時間未満	45時間～48時間未満	48時間～51時間未満	51時間～54時間未満	54時間以上												
昭和56年	33 (1.2)	73 (2.6)	222 (8.0)	635 (23.0)	1,215 (44.0)	156 (5.7)	161 (5.8)	120 (4.4)	48時間～51時間未満	45時間～48時間未満	42時間～45時間未満	41時間～44時間未満	44時間～47時間未満	47時間～50時間未満	50時間～54時間未満	54時間以上	無回答	計	平均時間	備考
	33時間～36時間未満	36時間～39時間未満	39時間～42時間未満	42時間～45時間未満	45時間～48時間未満	48時間～51時間未満	51時間～54時間未満	54時間以上												
昭和56年	33 (1.2)	73 (2.6)	222 (8.0)	635 (23.0)	1,215 (44.0)	156 (5.7)	161 (5.8)	120 (4.4)	48時間～51時間未満	45時間～48時間未満	42時間～45時間未満	41時間～44時間未満	44時間～47時間未満	47時間～50時間未満	50時間～54時間未満	54時間以上	無回答	計	平均時間	備考

33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 (時間)

表20-b 病院勤務者の週所定労働時間

	35時間未満	35時間～38時間未満	38時間～41時間未満	41時間～44時間未満	44時間～47時間未満	47時間～50時間未満	50時間～54時間未満	54時間～55時間未満	55時間以上	無回答	計	平均時間	備考
昭和50年	11 (1.9)	20 (3.4)	131 (22.5)	114 (19.6)	228 (39.2)	52 (8.9)	16 (2.7)	5 (0.9)	6 (1.1)	583 (100.0)	43.5 時間	離職中の者を除く	
昭和52年	53 (1.9)	150 (5.4)	607 (21.7)	649 (23.2)	894 (31.9)	239 (8.5)	101 (3.6)	53 (1.9)	56 (0.2)	2,802 (100.0)	43.4 時間	離職中の者を除く	
	33時間～36時間未満	36時間～39時間未満	39時間～42時間未満	42時間～45時間未満	45時間～48時間未満	48時間～51時間未満	51時間～54時間未満	54時間～55時間未満	55時間以上				
昭和54年	18 (1.2)	30 (1.9)	126 (8.2)	359 (23.3)	670 (43.5)	91 (5.9)	30 (1.9)	6 (0.4)	11 (0.7)	39 (2.5)	1,541 (100.0)	43.0 時間	離職中の者を除く
昭和56年	24 (1.1)	53 (2.4)	174 (7.9)	502 (22.7)	957 (43.0)	146 (6.6)	50 (2.3)	13 (0.6)	24 (1.1)	36 (1.6)	2,215 (100.0)	43.2 時間	正職員のみ
	33時間～36時間未満	36時間～39時間未満	39時間～42時間未満	42時間～45時間未満	45時間～48時間未満	48時間～51時間未満	51時間～54時間未満	54時間～55時間未満	55時間以上				
昭和56年	24 (1.1)	53 (2.4)	174 (7.9)	502 (22.7)	957 (43.0)	146 (6.6)	50 (2.3)	13 (0.6)	24 (1.1)	36 (1.6)	2,215 (100.0)	43.2 時間	正職員のみ

表21-a 超過勤務時間

週当り 超過 時間	超過勤務時間											無回答	合計	備考	
	なし	1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 6時間未満	6時間～ 10時間未満	10時間以上	回答者計	無回答	合計				
昭和44年	1,003 (30.8)	513 (15.7)	472 (14.5)	404 (12.4)	293 (9.0)	323 (10.0)	181 (5.6)	69 (2.1)	3,258 (100.0)	77	3,335	離職中の者、 パートタイム の者を除く			
昭和48年	1,006 (26.8)	583 (15.5)	666 (17.8)	402 (10.7)	374 (10.0)	354 (9.4)	237 (6.3)	128 (3.4)	3,750 (100.0)	141	3,891	非該当の者を 除く			
月間 超過 時間	なし	5時間 未満	5時間～ 10時間未満	10時間～ 15時間未満	15時間～ 20時間未満	20時間～ 25時間未満	25時間～ 30時間未満	30時間～ 40時間未満	35時間～ 45時間未満	45時間～ 50時間未満	50時間 以上	回答者計	自営業主 なので まっではない		
昭和52年	896 (24.0)	1,158 (31.0)	650 (17.4)	398 (10.7)	220 (5.9)	159 (4.3)	131 (3.5)	69 (1.8)	18 (0.5)	35 (0.9)	3,734 (100.0)	6	102	3,842	離職中の者を 除く
昭和56年	563 (21.0)	836 (31.1)	457 (17.0)	311 (11.6)	199 (7.4)	121 (4.5)	112 (4.2)	49 (1.8)	13 (0.5)	23 (0.9)	2,684 (100.0)	74	2,758	2,758	正職員のみ

表21-b 病院勤務者の月間超過勤務時間

月間超過 時間	超過勤務時間													無回答	合計	平均 時間	備考
	なし	5時間未満	5時間～ 10時間未満	10時間～ 15時間未満	15時間～ 20時間未満	20時間～ 25時間未満	25時間～ 30時間未満	30時間～ 35時間未満	35時間～ 40時間未満	40時間～ 45時間未満	45時間～ 50時間未満	50時間以上	回答者計				
昭和50年	153 (26.9)	142 (25.0)	96 (16.9)	75 (13.2)	32 (5.6)	27 (4.7)	26 (4.6)	12 (2.1)	3 (0.5)	569 (100.0)	14	583	8.6	離職中の者を 除く			
昭和52年	516 (18.8)	879 (32.1)	500 (18.2)	317 (11.6)	185 (6.7)	134 (4.9)	111 (4.0)	59 (2.2)	15 (0.5)	26 (0.9)	2,808	9.0	2,808	正の 職員のみ			
昭和56年	379 (17.6)	672 (31.1)	388 (18.0)	263 (12.2)	179 (8.3)	104 (4.8)	97 (4.5)	44 (2.0)	12 (0.6)	20 (0.9)	2,215	9.1	2,215	2,215	正の 職員のみ		

表 22-a 週休形態

	週休1日	週休1.5日	完全週休 2日	月3回 週休2日	隔週 週休2日	月2回 週休2日	月1回 週休2日	その他	無回答	計	備考
昭和52年	1,176 (30.6)	2,071 (53.9)	96 (2.5)	44 (1.2)	72 (1.9)	37 (1.0)	163 (4.2)	128 (3.3)	55 (1.4)	3,842 (100.0)	離職中の者を除く
昭和56年	237 (8.6)	1,053 (38.2)	65 (2.4)	26 (0.9)	79 (2.9)	25 (0.9)	1,133 (41.1)	104 (3.8)	36 (1.3)	2,758 (100.0)	正職員のみ

表 22-b 病院勤務者の週休形態

	週休1日	週休1.5日	(完全) 週休2日	月3回 週休2日	隔週 週休2日	月2回 週休2日	月1回 週休2日	その他	無回答	計	備考
昭和50年	204 (35.0)	334 (57.1)	9 (1.6)	6 (1.0)	6 (1.0)	— (—)	7 (1.2)	9 (1.6)	5 (0.9)	583 (100.0)	
昭和52年	779 (27.7)	1,604 (57.2)	65 (2.3)	36 (1.3)	49 (1.7)	19 (0.7)	106 (3.8)	88 (3.1)	62 (2.2)	2,808 (100.0)	離職中の者を除く
昭和54年	421 (27.3)	850 (55.2)	31 (2.0)	17 (1.1)	36 (2.3)	9 (0.6)	77 (5.0)	64 (4.2)	36 (2.3)	1,541 (100.0)	
昭和56年	179 (8.1)	910 (40.9)	48 (2.2)	24 (1.1)	66 (3.0)	15 (0.7)	865 (39.1)	86 (3.9)	22 (1.0)	2,215 (100.0)	正職員のみ

表 23-a 週休消化状況

	休める	休めないこともある	休めないことが多い	ほとんど休めない	回答者計	無回答	計	備考
昭和52年	2,478 (65.8)	1,014 (26.9)	221 (5.9)	53 (1.4)	3,766 (100.0)	76	3,842	離職中の者を除く
昭和56年	1,827 (67.2)	668 (24.6)	181 (6.7)	42 (1.5)	2,720 (100.0)	38	2,758	正職員のみ

表 23-1b 病院勤務者の週休消化状況

	休める	休めないこともある	休めないことが多い	ほとんど休めない	回答者計	無回答	総計	備考
昭和50年	365 (63.2)	171 (29.6)	36 (6.2)	6 (1.0)	578 (100.0)	5	583	離職中の者を除く
昭和54年	1,099 (75.2)	348 (23.1)	44 (2.9)	12* (0.8)	1,503 (100.0)	38	1,541	
昭和56年	1,452 (66.5)	541 (24.7)	159 (7.2)	34 (1.6)	2,186 (100.0)	29	2,215	正職員のみ

* 選択肢は、「まったくとれない」となっている。

表 24-1a 所定有給休暇日数

	なし	1～4日	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30日以上	回答者計	無回答	総計	備考
昭和44年	45 (1.4)	223 (6.8)	480 (14.5)	2,114 (64.1)	437 (13.2)	3,299 (100.0)	36	3,335	離職中・パートタイムの者を除く集計 年間勤務規定に前年度繰越し分も含む			
昭和48年	39 (1.0)	268 (6.9)	703 (18.1)	2,661 (68.9)	198 (5.1)	3,869 (100.0)	61	3,930	非該当者を除く集計			
昭和52年	38 (1.0)	23 (0.6)	148 (4.0)	229 (6.2)	274 (7.4)	2,546 (68.8)	144 (3.9)	3,701 (100.0)	離職中の者を除いた集計 夏季休暇・年末年始休暇を除く			
昭和56年	23 (0.8)	17 (0.6)	116 (4.3)	180 (6.6)	109 (4.0)	2,175* (80.3)	17 (0.6)	2,712 (100.0)	平均19.0日, 正職員のみ の集計, 夏季休暇・ 年末年始休暇・前年度繰越し分を除く			

* 2,175名中1,994名(回答者の73.5%)は「20日」と答えている。

表 24-1b 病院勤務者の所定有給休暇日数

	なし	1～4日	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30日以上	回答者計	無回答	総計	備考
昭和52年	22 (0.8)	16 (0.6)	114 (4.2)	178 (6.5)	213 (7.8)	1,867 (68.5)	115 (4.2)	201 (7.4)	2,726 (100.0)	82	2,808	離職中の者を除く
昭和56年	12 (0.5)	16 (0.7)	96 (4.4)	153 (7.0)	91 (4.2)	1,736 (79.5)	15 (0.7)	65 (3.0)	2,184 (100.0)	31	2,215	平均19.1日, 正職員のみ

の4年間にも大きな変化を示し貴重な資料となっている。即ち、昭和52年には「週休1日半(半日とは土曜日などの半日勤務)」が54%「週休1日」が31%で両者で85%をしめ、週休2日制は殆んどみられない状況であったのに対し、昭和56年の最頻値を示す項目は、「月1回週休2日」制であり41%にのぼっている。「週休1日半」が38%へ減少し、「週休1日」制は9%へ激減し、両者から新しく「月1回週休2日」制に移行したものが多いことを示している<表22-a>。

病院勤務者についても、「月1回週休2日」制が54年迄5%未満であったのに対し、56年になって急に39%と比率が上昇している<表22-b>。「月1回週休2日」制の導入は、昭和54年から56年の間のできごとであることが経年比較表に明らかにあらわれている。

2) 週休の消化状況

所定の週休日数が休めるかどうか、実際の消化状況を問うた項目については、52年調査と56年調査のデータがある<表23-a>。週休は「休める」と回答しているものは52年調査では回答者の66%、56年調査67%で差はみられない。

病院勤務者については、50年54年の労働実態調査と56年調査の一覧となっている<表23-b>。週休はいつも「休める」会員は、50年から54年へ増加しているが、56年調査では、再び低下している。「休めないことが多い」及び「ほとんど休めない」者の比率が、56年調査でわずかながら増加を示し、週休消化状況は再び厳しくなっている。

3) 年間所定有給休暇日数

56年調査では、回答者の74%は「20日」と答え、平均の年間所定有給休暇日数は19.0日であった。

経年比較については、44年調査、48年調査、52年調査、56年調査の12年間にわたる変化を各報告書より収集し得た。各調査の最頻値は、「20~29日」の区分にあり、年々その比率が増加している。56年調査では、「20日~24日」の者が8割となっているが、その7割は「20日」と答えており、実質的には「20日」に収斂しているものとみなすことができる<表24-a>。

病院勤務者についてみると年間所定有給休暇日数の平均は19.1日であった。

52年調査、56年調査共に「20日~24日」のところに最頻値があり、52年の69%から56年は80%に増加している<表24-b>。

4) 有給休暇消化日数

56年調査では、平均消化日数は10.7日である。所定の有給休暇日数の最頻値は「20日~24日」のグループにあったのに対し、有給休暇を実際に消化したかどうかの日数となると2ランク下がり「10日~14日」のグループに最頻値が移行し、規定と現実の差を示している<表25-a>。

56年度の調査では各人の有給休暇の消化率を計算し、その分布を10%きざみで示した<表26-a>。41~50%の割合で有給休暇を消化している者が17%で最も多く、所定有給休暇日数と実際に消化している日数との間には大きなへだたりがみられた。経年的にみると、漸次消化状況は良くなるはなってきたが、昭和56年でも平均消化率は56.4%にとどまっているのである。

病院勤務者に限ると、56年調査では「10日~14日」が31%、「5日~9日」が24%で平均10.6日を消化し平均消化率は55.3%である。52年調査もほぼ同じ比較の消化状況である<表25-b>。<表26-b>。労働条件については、単に所定条件の制

表 25-a 有給休暇消化日数

	有給休暇消化日数										無回答	総計	備考
	なし	1～4日	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30日以上	回答者計				
昭和44年	331 (10.3)	1,442 (44.7)	1,234 (38.3)	184 (5.7)	32 (1.0)	3,223 (100.0)	112	3,335	離職中・パートタイムの者を除く 集計				
昭和48年	178 (4.9)	1,415 (38.6)	1,751 (47.8)	300 (8.2)	18 (0.5)	3,662 (100.0)	144	3,806	非該当の者を除く集計				
昭和52年	124 (3.4)	424 (11.7)	873 (24.2)	1,162 (32.2)	664 (18.4)	310 (8.6)	26 (0.7)	3,609 (100.0)	離職中の者を除く集計 夏季休暇・年末年始休暇を除く				
昭和56年	126 (4.8)	268 (10.1)	628 (23.7)	823 (31.1)	529 (20.0)	257 (9.7)	9 (0.3)	2,647 (100.0)	正職員のみを集計 夏季休暇・年末年始休暇を除く 平均10.7日				

表 26-a 有給休暇消化率の分布

	有給休暇消化率の分布										無回答	計	
	0%	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90			%
昭和56年	108 (3.9)	75 (2.7)	144 (5.2)	248 (9.0)	278 (10.1)	457 (16.7)	212 (7.7)	208 (7.5)	331 (12.0)	197 (7.1)	370 (13.4)	130 (4.7)	2,758 (100.0)

表 25-1b 病院勤務者の有給休暇消化日数

	なし	1～4日	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30日以上	回答者計	無回答	総計	備考
昭和52年	88 (3.3)	328 (12.4)	665 (25.2)	838 (31.7)	458 (17.3)	232 (8.8)	15 (0.6)	18 (0.7)	2,642 (100.0)	166	2,808	離職中の者を除く
昭和56年	105 (5.0)	229 (10.7)	512 (24.0)	664 (31.1)	411 (19.3)	200 (9.4)	7 (0.3)	5 (0.2)	2,133 (100.0)	82	2,215	平均10.6日, 正職員のみ

表 26-1b 病院勤務会員の有給休暇消化率の分布

	0%	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100%	無回答	計
昭和56年	96 (4.3)	63 (2.8)	123 (5.6)	202 (9.1)	232 (10.5)	377 (17.0)	168 (7.6)	160 (7.2)	264 (11.9)	153 (6.9)	274 (12.4)	103 (4.7)	2,215 (100.0)

度の普及状況のみならず、その利用消化状況の把握が重要である。今後高齢化社会の急速な進行が予測されているとき看護職という職業に対する社会のニーズの高まりが、看護職の休暇の権利を圧迫することのないよう、マンパワーが適当に配分され、休暇制度の消化率を高める状況整備が望まれよう。そのためにも4年毎の会員実態調査および労働実態調査の意義は大きいといえる。

3 給与

給与についての経年比較は貨幣価値の変動を考え、ストレートに比較することはつしむべきである。しかし各調査時点における貴重な調査資料であるから、採り得る限りの給与データを収録一覧した。

1) 税込み給与総額

56年調査において、税込み給与総額とは「基本給に調整手当、夜勤手当等の諸手当を含めた総額（ボーナスを含まない）」として設問している。正職員についての〈表27-a〉では昭和52年と56年のデータが得られた。インフレの背景もあろうが、4年間の昇給のさまを示している。とりわけ「20万円以上」のものが、56年調査48%で4年前の52年調査の15%を大巾に上まわっている。

病院勤務者についての税込み給与経年比較は〈表27-b〉に示される。各調査時の最頻値は50年調査は「10万円未満」層に、52年調査は「16万～18万円未満」層に、54年調査は「14万～16万円未満」層に、56年調査は「20万～24万円未満」層にある。20万以上比率では、50年9%、52年18%、54年35%、56年48%、と上昇し、52年から54年への上昇率が大きい。

2) 基本給

基本給については、昭和40年調査より、5回の

会員実態調査すべてに設問がなされ、そのデータを一覧収録したのが〈表28-a〉である。

病院勤務者については昭和50年より〈表28-b〉に一覧した。病院勤務者についての基本給の各年度の最頻値は、次のように移行している。即ち50年は「8万～10万円未満」層に、54年、56年共に、「12万～14万円未満」層に最頻値がある。税込み給与との差額の大きいのは、56年である。

4 育児制度

1) 育児休業制

育児休業制の導入状況については、52年調査と56年調査で設問している。勤務場所において育児休業制が認められている会員は、52年調査で54%、56年調査では実に69%に上昇している〈表29-a〉。4年間に15%の増加である。

病院勤務者については更に高率である。昭和50年よりのデータが得られているが、育児休業制を認めているものは50年調査では22%に過ぎなかったが、52年60%、54年73%、56年75%と上昇しとりわけ50年から52年そして54年にいたるのびは著しい〈表29-b〉。

民間企業では育児休業の制度化が進まず、出産、育児の理由で職場を去る女性がいまだに高率である。民間企業では育児休業制度の採用は、4年前の統計で約7%に過ぎず、昭和56年やっと14.3%に上昇したと報ぜられている。（昭和56年労働省調べ「女子保護の概況」）それに比較すると、看護職に対する母性保護の育児条件はかなりよいといえるが、その制度の利用率が100%になりうるよう労働条件の整備が求められるところである。

2) 施設内保育所の有無

女子労働のネックといわれた子供の世話は保育所の普及でずい分改善されたといえる。会員実態

表 27-a 税込み月額給与

年	税込み月額給与 (万円未満)											計	備考		
	6万	8万	10万	12万	14万	16万	18万	20万	25万	30万	36万				
昭和52年	7 (0.3)	8 (0.3)	65 (2.6)	229 (9.2)	510 (20.6)	438 (17.7)	529 (21.3)	290 (11.7)	71 (2.9)	20 (0.8)	311 (12.6)	2,478 (100.0)	フルタイム雇用者のみ		
昭和56年	16 (0.6)	10万円未満	69 (2.5)	200 (7.3)	295 (10.7)	393 (14.2)	370 (13.4)	548 (19.9)	389 (14.1)	237 (8.6)	108 (3.9)	52 (1.9)	81 (2.9)	2,758 (100.0)	正職員のみ

表 27-b 病院勤務者の税込み月額給与

年	税込み月額給与 (万円未満)											計	備考		
	6万	8万	10万	12万	14万	16万	18万	20万	25万	30万	36万				
昭和50年	1 (0.2)	10 (1.8)	75 (3.1)	120 (4.9)	114 (4.5)	61 (2.3)	65 (2.4)	45 (1.6)	29 (1.1)	22 (0.8)	22 (0.8)	32 (1.2)	574 (22.9)	20万円以上小計 (8.9)	パート勤務者を除く
昭和52年	8 (0.3)	11 (0.4)	51 (1.8)	236 (8.4)	505 (18.0)	450 (16.0)	568 (20.3)	377 (13.4)	170 (6.1)	100 (3.6)	29 (1.0)	473 (16.8)	2,808 (100.0)	(18.0)	離職中の者を除く
昭和54年	8万円以下 (0.3)	5 (1.8)	27 (1.0)	84 (3.1)	157 (5.6)	267 (9.8)	183 (6.6)	246 (9.1)	170 (6.1)	82 (3.0)	28 (1.0)	56 (2.1)	1,541 (57.3)	(34.6)	離職中の者を除く
昭和56年	9万円以下 (0.4)	9 (0.4)	51 (1.8)	149 (5.3)	242 (8.8)	334 (12.3)	300 (11.1)	453 (16.5)	305 (11.3)	184 (6.6)	86 (3.1)	42 (1.6)	2,215 (84.4)	(48.4)	正職員のみ

表 28-a 基本給

年	基本給 (万円未満)											計	備考		
	2万	3万	4万	5万	7万	10万	14万	20万	25万	30万	36万				
昭和40年	21,671 (27.2)	30,609 (38.3)	18,170 (22.8)	6,995 (8.8)	1,786 (2.2)	52 (0.0)	7 (0.0)	7 (0.0)	7 (0.0)	7 (0.0)	7 (0.0)	529 (0.7)	79,819 (100.0)		
昭和44年	331 (9.7)	645 (18.9)	568 (16.7)	354 (10.4)	631 (18.5)	713 (21.0)	146 (4.3)	3 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)	18 (0.5)	3,409 (100.0)		被調査者全数
昭和48年	19 (0.5)	47 (1.2)	423 (10.7)	1,524 (38.6)	1,524 (38.6)	1,356 (34.3)	501 (12.7)	501 (12.7)	501 (12.7)	501 (12.7)	3 (0.0)	81 (2.0)	3,954 (100.0)		非該当者を除く
昭和52年	6万円未満 (0.7)	27 (0.7)	50 (1.3)	928 (24.1)	639 (16.6)	496 (12.9)	637 (16.6)	372 (9.7)	26 (0.7)	26 (0.7)	26 (0.7)	209 (5.4)	3,842 (100.0)		離職中の者を除く
昭和56年	16 (0.6)	16 (0.6)	46 (1.7)	309 (11.2)	508 (18.4)	434 (15.7)	331 (12.0)	251 (9.1)	257 (9.3)	97 (3.5)	17 (0.6)	4 (0.1)	58 (2.1)	2,758 (100.0)	正職員のみ

表 28-b 病院勤務者の基本給

年	基本給 (万円未満)											計	備考		
	8万	10万	12万	14万	16万	18万	20万	25万	30万	36万					
昭和50年	4 (0.7)	58 (10.1)	168 (29.3)	96 (16.7)	77 (13.4)	68 (11.8)	40 (7.3)	21 (3.7)	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)	34 (5.9)	574 (100.0)		パート勤務者を除く
昭和54年	26 (1.7)	61 (4.0)	313 (20.3)	349 (22.6)	181 (11.7)	159 (10.3)	124 (8.0)	199 (12.9)	75 (4.9)	10 (0.6)	1 (0.1)	43 (2.8)	1,541 (100.0)		離職中の者を除く
昭和56年	13 (0.6)	32 (1.4)	272 (12.3)	437 (19.6)	352 (15.9)	274 (12.4)	203 (9.2)	341 (15.4)	181 (8.2)	58 (2.6)	11 (0.5)	39 (1.8)	2,215 (100.0)		正職員のみ

表29-a 育児休業制

	認められている	認められていない	無回答	計	備考
昭和52年	2,061 (53.7)	1,566 (40.7)	215 (5.6)	3,842 (100.0)	離職中の者を除く
昭和56年	1,915 (69.4)	775 (28.1)	68 (2.5)	2,758 (100.0)	正職員のみ

表29-b 病院勤務者の育児休業制

	認められている	認められていない	無回答	計	備考
昭和50年	125 (21.5)	396 (67.9)	62 (10.6)	583 (100.0)	離職中の者を除く
昭和52年	1,673 (59.6)	999 (35.6)	136 (4.8)	2,808 (100.0)	
昭和54年	1,130 (73.3)	337 (21.9)	74 (4.8)	1,541 (100.0)	
昭和56年	1,659 (74.9)	505 (22.8)	51 (2.3)	2,215 (100.0)	正職員のみ

調査では、昭和52年と56年にこの項目の調査がなされている。施設内保育所がある会員は、52年調査43%、56年調査44%で殆んど差はみられない<表30-a>。

病院勤務者については、施設内保育所のある会員は、50年42%、52年以降は50%あまりの普及率で横ばいである<表30-b>。

前項の育児休業制の制度化の進行状況と同じく

表30-a 施設内保育所の有無

	あり	なし	無回答	計	備考
昭和52年	1,654 (43.1)	2,058 (53.5)	130 (3.4)	3,842 (100.0)	離職中の者を除く
昭和56年	1,222 (44.3)	1,515 (54.9)	21 (0.8)	2,758 (100.0)	正職員のみ

表30-b 病院勤務者の施設内保育所の有無

	あり	なし	無回答	計	備考
昭和50年	246 (42.2)	305 (52.3)	32 (5.5)	583 (100.0)	離職中の者を除く
昭和52年	1,452 (51.7)	1,285 (45.8)	71 (2.5)	2,808 (100.0)	
昭和54年	779 (50.6)	697 (45.2)	65 (4.5)	1,541 (100.0)	
昭和56年	1,152 (52.0)	1,048 (47.3)	15 (0.7)	2,215 (100.0)	正職員のみ

施設内保育所の普及率の高さは、民間の一般企業における低さ（昭和56年労働省調べ「女子保護の概況」によると事業所内保育施設を有する事業所の割合は1.6%である。）と対照的である。I、II章に観察されたところの、全国女子雇用者に比し本会会員の有子率の高さ、2人以上の子供をもつものの比率の高さなどの検出結果は看護職に対する母性保護の育児条件整備の結果であったことが考察されるのである。

5. 夜勤（病院勤務者のみ）

正職員である会員の64.8%は何らかの形で夜勤に従事している。そのほとんどは病院勤務者である。そこで、夜勤の項では病院勤務者についてのみ報告する。

1) 夜勤形態

56年調査では、病院勤務の正職員の76.1%は夜勤に従事している。

夜勤形態については経年比較でも、昭和50年より目立った変化はない<表31-b>。

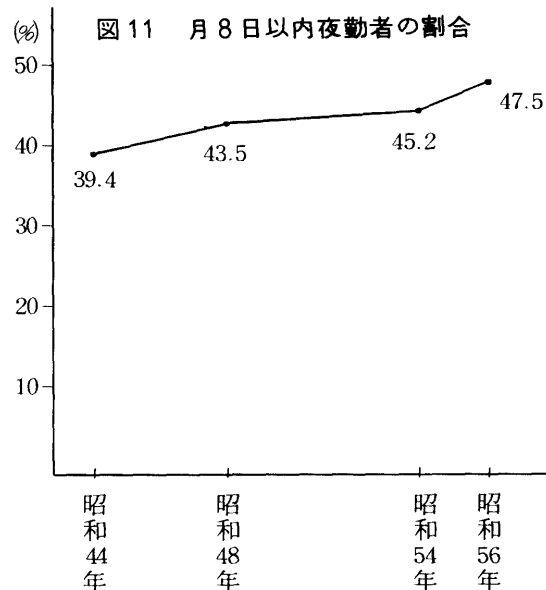
2) 月当り夜勤回数（三交替・変則三交替勤務者のみ）

昭和56年10月中に、正職員で、三交替・変則三交替制につき準夜・深夜勤に従事した者の月間平均夜勤回数は9.1回であった。

52年調査、54年調査の平均はそれぞれ9.8回、8.9回であった。54年より若干増えているようだが、これは誤差の範囲内なので、一概に増えたとはいえず、54年から、あまり改善されていないものと考えられる。月8日以内夜勤者の割合を昭和44年から経年的にみても、少しずつしか改善されていないことがわかる<図11>。

3) 夜勤人数（三交替・変則三交替勤務者のみ）

昭和56年調査では、正職員で三交替・変則三交



* 無回答者を除いて算出

* 昭和44・48年は2交替制・当直制従事者も含む。

替制につき、1人で夜勤に従事している会員は準夜勤で6.6%、深夜勤で5.4%であった<表32-b><表33-b>。

経年的にみると、1人夜勤は年々減少し、複数夜勤が増えてきている。複数夜勤の中でも、3人以上の夜勤人員で看護している会員の割合が年々増え、56年では、夜勤従事者全体の30.9%を占めている。

4) 看護単位病床数（三交替・変則三交替勤務者のみ）

昭和56年調査では看護単位病床数の平均は50床であった。

昭和50年より経年的にみてもあまり変化はない<表34-b>。

5) 夜間看護手当（三交替・変則三交替勤務者のみ）

昭和56年調査では、正職員で三交替・変則三交替制につく者の1回あたりの夜間看護手当の平均は、準夜勤で2,021円、深夜勤で2,546円であった。一番多いのは、「2,000円～2,499円」台である<表35-b><表36-b>。

表 31-b 病院勤務者の夜勤形態

	職場に 夜勤なし	夜勤はある が、現在し ていない	三交替制		変則 三交替制	当直制	二交替制	夜勤 専従制	寮または 自宅 待機	その他	無回答 ・不明	計	備 考
			334 (57.3)	53 (9.1)									
昭和50年						136 (23.3)	11 (1.9)	3 (0.5)	項目なし		46 (7.9)	583 (100.0)	
昭和52年	104 (3.7)	416 (14.8)	1,341 (47.8)	191 (6.8)		306 (10.9)	86 (3.1)	6 (0.2)	25 (0.9)	20 (0.7)	313 (11.1)	2,808 (100.0)	離職中の者を除く
昭和54年	182 (11.8)		795* (51.6)	95 (6.2)		281 (18.2)	39 (2.5)	2 (0.1)	22 (1.4)	6 (0.4)	119 (7.6)	1,541 (100.0)	
昭和56年	62 (2.8)	438 (19.8)	1,146 (51.7)	136 (6.1)		272 (12.3)	88 (4.0)	1 (0.0)	22 (1.0)	23 (1.0)	27 (1.2)	2,215 (100.0)	正職員

* 三交替か変則三交替かを判別できない85名を含む。

表 32-b 夜勤人数 — 準夜勤（病院勤務者）

	1 人	2 人	3 人	4 人以上	無回答・不明	計	備 考
昭和44年							夜勤従事者 夜勤体制を問わず、準夜・深夜区別なし
昭和48年	695 (20.4)	2,099 (61.6)	435 (12.8)		177 (5.2)	3,406 (100.0)	助産婦・看護婦・准看護婦業務に従事する 者・夜勤体制を問わず準夜・深夜区別なし
昭和50年	92 (20.8)	239 (54.1)	67 (15.2)	10 (2.3)	34 (7.7)	442 (100.0)	病院勤務者 夜勤体制問わず
昭和52年	169 (10.0)	1,040 (61.9)	360 (21.4)	63 (3.7)	50 (3.0)	1,682 (100.0)	三交替・変則三交替勤務者
昭和54年	60 (7.2)	516 (61.6)	191 (22.8)	42 (5.0)	29 (3.5)	838 (100.0)	三交替・変則三交替制をとっている 病棟の勤務者
昭和56年	85 (6.6)	795 (62.0)	308 (24.0)	88 (6.9)	6 (0.5)	1,282 (100.0)	正職員で、三交替・変則三交替に 従事する者

表 33 - b 夜勤人数 — 深夜勤 (病院勤務者)

	1 人	2 人	3 人	4 人以上	無回答・不明	計	備 考
昭和44年	663 (33.7)	1,058 (53.9)	170 (8.6)		75 (3.8)	1,966 (100.0)	表30 - b 準夜勤と同じ
昭和48年	695 (20.4)	2,099 (61.6)	435 (12.8)		177 (5.2)	3,406 (100.0)	
昭和50年	91 (20.0)	253 (57.1)	53 (12.0)	8 (1.8)	37 (8.4)	442 (100.0)	
昭和52年	148 (8.8)	1,120 (66.6)	317 (18.8)	48 (2.9)	49 (2.9)	1,682 (100.0)	
昭和54年	54 (6.4)	560 (66.8)	160 (19.1)	35 (4.2)	29 (3.5)	838 (100.0)	
昭和56年	69 (5.4)	871 (67.9)	268 (20.9)	67 (5.2)	7 (0.5)	1,282 (100.0)	

表 34 - b 看護単位病床数 (病院勤務者)

	9 床以下	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~109	110床以上	無回答・不明	計	備 考
昭和50年	19 (4.3)	15 (3.4)	24 (5.4)	68 (15.4)	129 (29.2)	93 (21.0)	37 (8.4)	32 (7.2)	9 (2.0)	9 (2.0)	2 (0.5)	14 (3.2)	442 (100.0)	病棟勤務者の回答
昭和54年	9 (0.8)	19 (1.7)	53 (4.8)	141 (12.7)	340 (30.7)	299 (27.0)	94 (8.5)	75 (6.8)	19 (1.7)	19 (1.7)	9 (0.8)	50 (4.5)	1,108 (100.0)	
昭和56年	46 (3.6)	22 (1.7)	63 (4.9)	135 (10.5)	339 (26.4)	384 (30.0)	132 (10.3)	48 (3.7)	24 (1.9)	14 (1.1)	13 (1.0)	62 (4.8)	1,282 (100.0)	正職員で三交替・変則三交替勤務者の回答

表 35 - b 準夜勤手当 (病院勤務者)

手当額 年度	なし ()	499円 以下 ()	500 ~899 ()	900 ~1,199 ()	1,200 ~1,499 ()	1,500 ~1,999 ()	2,000 ~2,199 ()	2,200 ~2,499 ()	2,500 ~2,999 ()	3,000 ~3,999 ()	4,000 ~4,999 ()	5,000円 以上 ()	計	備考
昭和50年	9 (2.6)	7 (2.0)	36 (10.4)	103 (29.9)	98 (28.4)	22 (6.4)	23 (6.7)	1 (0.3)	46 (13.3)	345 (100.0)				三交替・変 則三交替勤 務者の回答
昭和52年	56 (3.3)	48 (2.9)	108 (6.4)	205 (12.2)	276 (16.4)	599 (35.6)	157 (9.3)	47 (2.8)	19 (1.1)	6 (0.4)	161 (9.6)	1,682 (100.0)		
昭和54年	39 (4.3)	15 (1.7)	47 (5.2)	61 (6.7)	81 (8.9)	151 (16.7)	322 (35.5)	64 (7.0)	32 (3.5)	11 (1.2)	85 (9.4)	908 (100.0)		正職員で三 交替・変則 三交替勤務 者の回答
昭和56年	21 (1.6)	14 (1.1)	21 (1.6)	45 (3.5)	42 (3.3)	67 (5.2)	440 (34.3)	100 (7.8)	101 (7.9)	57 (4.4)	8 (0.6)	7 (0.5)	295 (23.0)	

表 36 - b 深夜勤手当 (病院勤務者)

手当額 年度	なし ()	499円 以下 ()	500 ~899 ()	900 ~1,199 ()	1,200 ~1,499 ()	1,500 ~1,999 ()	2,000 ~2,199 ()	2,200 ~2,499 ()	2,500 ~2,999 ()	3,000 ~3,999 ()	4,000 ~4,999 ()	5,000円 以上 ()	計	備考
昭和50年	1 (0.3)	3 (0.9)	4 (1.1)	107 (31.0)	110 (31.9)	29 (8.4)	33 (9.5)	12 (3.5)	43 (12.5)	345 (100.0)				表 35 - b 準夜勤手当 と同じ
昭和52年	4 (0.2)	22 (1.3)	46 (2.7)	143 (8.5)	230 (13.7)	605 (36.0)	235 (14.0)	99 (5.9)	98 (5.8)	34 (2.0)	166 (9.9)	1,682 (100.0)		
昭和54年	4 (0.4)	5 (0.6)	23 (2.5)	34 (3.7)	189 (20.8)	342 (37.6)	67 (7.4)	91 (10.0)	20 (2.2)	93 (10.2)	908 (100.0)			
昭和56年	3 (0.2)	1 (0.1)	14 (1.1)	34 (2.7)	24 (1.9)	23 (1.8)	250 (19.5)	266 (20.7)	92 (7.2)	143 (11.2)	50 (3.9)	51 (4.0)	287 (22.4)	1,282 (100.0)